

1 介護保険の経緯

平成 8 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9 年 4 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国)介護保険関連三法公布
10 年 4 月 6 月 7 月 10 月 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20 名(うち公募区民 10 名) ・(国)介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11 年 4 月 6 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 年 1 月 2 月 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・福祉部を廃止し、保健福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280 名とする) ・練馬区における第 1 号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約 3,500 円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を 65 歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を 4 回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第 1 号被保険者の介護保険料基準月額 3,100 円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画(平成 12~16 年度)を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65 歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第 2 号被保険者に送付
12 年 4 月 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を、練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第 2 号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置

12年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧（居宅サービス版）」を創刊
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第1号被保険者の介護保険料が10月から年金天引き（特別徴収）となる方へ事前のお知らせを送付
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者と事業者に対してアンケート調査を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事業を開始 国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大し実施 要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始
14年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対する意見集約の諮問
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・都減免制度にあわせて、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者会が発足
15年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定システムの変更（認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更） ・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され全体では2.3%減となる
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足
16年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付関連情報の国保連との伝送化開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険活用読本」を都と共同で作成

<p>16年4月 11月</p> <p>17年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の更新時の認定有効期間が12ヶ月から24ヶ月へ延長可能に ・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等） ・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 <ul style="list-style-type: none"> 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
<p>17年5月</p> <p>6月</p> <p>7月</p> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>18年1月</p> <p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス提供に係るガイドライン作成PTを設置 ・地域密着型サービス事業者連絡会議設置 ・(国)「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決 ・制度改正地域説明会を開催（12回開催） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・サービス提供事業者等による利用者負担額軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（老齢福祉年金受給者は5%のまま） ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催） ・介護保険制度改正シンポジウムを開催 ・要介護認定モデル事業（第二次）を実施 ・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一齐に更新 ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申 ・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・練馬区介護保険条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 保険料基準月額3,950円（平成18～20年度） 生計困難世帯に対する第3期保険料の減額（平成18～20年度分） 高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置（平成18・19年度分） ・介護保険認定調査員（非常勤職員）21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・要介護認定システムの変更（要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加）
<p>18年4月</p> <p>7月</p>	<p>(国)介護保険法の一部を改正する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（在宅サービス平均1%減（軽度5%減、中重度4%増）） ・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険課事業計画主査を、高齢社会対策課計画係に統合 事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所内に地域包括支援センターを設置 介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当 ・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足

<p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月</p> <p>19年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費（滞在費）・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施 ・介護給付調査員（非常勤）2名を雇用し、ケアプランチェックを実施 ・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成 ・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設 ・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施（19年3月まで） ・「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
---	---